

京都市による 1903（明治 36）年 鴨川納涼場再興策

林 倫子¹

¹正会員 関西大学准教授 環境都市工学部都市システム工学科（〒564-8680大阪府吹田市山手町3-3-35）
E-mail: mhayashi@kansai-u.ac.jp (Corresponding Author)

1903（明治 36）年の京都市鴨川では、同年 3 月から 7 月にかけて大阪にて開催された第五回内国勸業博覧会に合わせて、京都市が納涼再興策として納涼場の借用と各種整備を実施した。本研究では、その整備内容を京都市参事会の『明治 36 年度 市参事会会議録』より明らかにした。その結果、同事業の目的が、来京者に対し市の「体裁を保つ」ための積の手入れと、人目を惹く施設を置き遊客を確保することであったことを明らかにした。同事業は、後者の側面、すなわち「人目を惹く施設」として博覧会でも人気を博した電燈装飾を取り入れ、新しい納涼の形を模索したという点が目立つが、一方で、前者の側面、すなわち納涼場のインフラ整備として、納涼営業の衰退により民間で用意されなくなった積へのアクセス路や照明などと、歩きやすい道路を市で用意することもまた、狙いの一つであったという点が確認できた。

Key Words: 鴨川, 納涼, 電燈装飾, 内国勸業博覧会, 官有地借用

1. はじめに

京都市内を流れる鴨川では、営業者らが堤外地を借用し夏季納涼営業が行われてきた。近世からの歴史を持つ鴨川納涼は、両岸に設置された高床（現在の納涼床に近いもの）と、川中納涼場に設置された床机席や各種出店や興行で構成されていた¹⁾。しかし明治 20 年代以降、特に後者の川中納涼場は徐々に衰退していった。筆者は前稿²⁾において、同時期に進められた納涼営業にまつわる各種規制の強化や鴨川運河工事という土木事業が、営業者らの納涼場への出店を控えさせた可能性を指摘したほか、1903（明治 36）年には京都市による再興策により一時的に納涼場の賑わいが復活したものの、治水や風致の観点から許可が下りなかったため次年度以降は 1907（明治 40）年を除いて同種の営業は行われず、1911（明治 44）年には河川改修を理由に納涼場が完全廃止に至ったことを示した。

この 1903（明治 36）年の納涼場再興策は、同年 3 月から 7 月にかけて大阪にて開催された第五回内国勸業博覧会に合わせて京都市が企画したものである。前稿²⁾では、従来の納涼場にはなかった電燈装飾（イルミネーション）や大型遊具を目玉として集客に成功したことが、京都日出新聞の記事から確認できたが、新聞記事を典拠としていたため、京都市による納涼場整備の内容やその狙いま

では把握できていない。集客という意味では成功したものの継続採用されるには至らなかった納涼場再興策の内容を把握することは、鴨川納涼やその風致をめぐる当時の思想や意識の解明の一助となるものと期待される。

そこで本研究は、1903（明治 36）年に京都市によって実施された鴨川納涼場再興にまつわる各種整備内容を、京都市参事会の『明治 36 年度 市参事会会議録』（京都市所蔵）より明らかにすることを目的とする。

2. 京都市による鴨川積借用の狙い

『市参事会会議録』によれば、1901（明治 34）年 12 月時点で市臨時勸業委員会は、博覧会開催に関連した市の繁栄策を議論し始めており、鴨川納涼場の掃除と施設について市参事会を通して京都府庁に交渉を開始している。すなわち、博覧会期間中に多数の来京者が見込まれるものの、鴨川には「不潔ノ所」が多く不体裁のため、それを「清潔」にするために河岸居住者に地先の掃除を義務付けたいということ、さらに、多少人目を惹く施設が緊要でその趣向を目下研究中であるとし、鴨川の二条～松原間を市へ無償貸与してほしいということ、以上 2 点を照会した³⁾。この「不潔」という状態について、書類上にはこれ以上の記載はない。ただし、市臨時勸業委

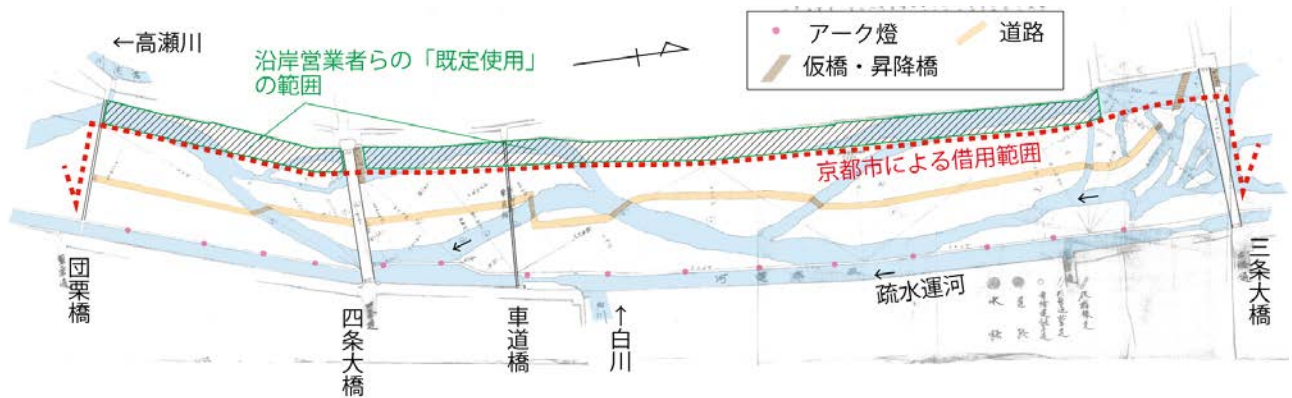


図-1 京都市の当初計画における鴨川納涼場（「加茂川原使用願ノ図面」上に筆者加筆）

員会は同時期に、同じく博覧会期間中の来京者対策として、市内および市付近の各社寺境内についても、「清潔」にするとともに、不体裁のため風致を害する要因となっている境内の茶店や懸茶屋を取払または改造させるよう、あるいは「荒蕪形状」の「大仏妙法院於博物館（京都帝室博物館のことか）」付属地についても、付近の風致を害するため「手入れ」をするよう、府に交渉している⁹。このため、「不潔」というのは、雑草が繁茂するなど十分に手が入れられていない状態のことを指すのではないかと推察される。

この要請に対する府内務部からの回答は、沿岸者による地先の掃除については今後詮議するとしつつ、積の無償貸与は不可能で、かつ高床納涼席設置のため競争入札ではなく沿岸店舗に特別貸下をしていた²沿岸の「既定使用」の部分以外であれば、有料使用ということで今後詮議可能、というものであった⁹。この府の判断に対し市参事会は、市による鴨川の使用出願は積を常に掃除して清潔に保つためであり、それにかかる多額の費用を補うために、（おそらく沿岸高床の）業者らから支払われる河原の使用料を市の収入としたいと、再度照会を行った⁹。そして、もし再度照会しても「既定使用」の部分の借用を認められない場合、近年はそれ以外の川中の出店が減少して魚釣店が5.6箇所くらいしかないため、川中は有料で使用を出願するほどのものでもなく、ただ手数と苦情を引き受けるだけのようものであるから、むしろ出願しない方がよい、との考えであったようである。

以上の書類から読み取れる市による鴨川の積借用の狙いは、納涼営業を行う業者らから得られる借地料収入を原資として、積の掃除と手入れを行い、さらにまだ具体案はないものの「多少人目を惹く」施設を追加して、寂れつつある鴨川納涼を再興することであったとわかる。ただし、市からの再度の照会に対する、1902（明治35）年5月21日付の府内務部からの回答も、同じく無償貸与不可というものであり、市の交渉は実らなかつた⁷。

3. 京都市による当初の整備計画

1902（明治35）年12月9日付で、府内務部から市宛に、鴨川の三条～松原間の貸付可能な区域およびその借地料を通知した⁸。理由は不明であるが、当初市から照会した区間から二条～三条間が削減された。区域は、右岸沿岸の「規定使用」部分を除いた16,064坪5合5勺で、借地料は1坪あたり4銭1厘の644円75銭であった。

それを受けて市参事会は、翌1903（明治36）年4月6日付で、府知事宛に「加茂川原使用願」⁹を提出した。区域は府の通知と同じで、使用期限は同年4月～10月中の7ヶ月間、使用料は府の通知より若干安い、1坪あたり4銭で642円58銭2厘であった。同書に記載された借用理由は、来京者の多く見込まれる博覧会期間中に市の繁栄を計るため、積へ手を加えて「自由に遊歩」させるというもので、アーケ燈数十本を設置して「納涼の況気」を増し、例年より一層体裁を加えた茶店を各所に設置する、とした。

この使用願に対し、同年4月10日付で府内務部から構造物の位置や施設方法に関し照会¹⁰があったため、再度図面¹¹（図-1）と説明が提出された¹²。これらより京都市が当初計画した納涼場の施設を把握する。

まず、三条大橋および四条大橋西詰と、団栗橋の中央に、川中に降りるための昇降橋の設置が計画されている。また、この図面上には記載されていないが、実際には、三条・四条間にあり納涼場へのアクセス路として用いられていた⁹車道橋（竹村屋橋）の中央にも積への昇降橋が設置されたことが、後の文書¹³から確認される。そして三条大橋から団栗橋までの積を縦断するように、約3間幅で地均しされた「道路」と、川の濘筋を渡す「仮橋」の設置が計画されている。そして、鴨川左岸の沿岸に平行に設けられた疏水運河土手（堤防）上にはアーケ燈をほぼ等間隔で15本設置し、納涼場を照らす計画となっ

ている。かつて賑わいのあった頃の鴨川納涼場では、磧へ降りるための昇降路は川中で営業する納涼営業者らによって設置されていたし、磧は各店の提灯や雪洞などで明るく照らされていたものと想像される。往時の鴨川納涼場の様子を鑑みると、京都市による納涼場再興策の一つの目的は、磧へのアクセス路と照明という納涼場に必須のインフラを確保すること、そして川中を歩きやすくして「遊歩」を促すことにあったとみることができる。

なお、この昇降橋と仮橋は川中の構造物であり、当然ながら高水位より下に設置されていたことから、三尺以上増水した際には撤去し別所で保管する必要があったため、あらかじめ金物や鎖が取り付けられていた¹⁴⁾¹⁵⁾。

『市参事会会議録』によると、開催期間中は実際にたびたび出水が起きたことが確認でき、少なくとも7月1日、8日、22日には雇夫を水防作業に従事させた¹⁶⁾。新聞記事も参照すると、7月9日には団栗橋や車道橋（竹村屋橋）が一部落橋する被害の中で¹⁷⁾仮橋も流失してしまい、下流で拾われたものが再度架けられた¹⁸⁾。7月21日から23日にかけての増水では、西岸「規定使用」部分および京都市の設置した納涼場の磧に設けられた床が流失防止のために撤去されたこと、四条大橋西詰の仮設昇降橋は増水で一部が破壊されたところ、さらに流失防止のため磧の床机を多数積載して防禦したこと、磧に整備された道路はすべて流失したこと¹⁹⁾²⁰⁾、撤去した仮橋は8月1日までに復旧され²¹⁾、流失した磧の道路の築造工事も8月7日以降に実施されたこと²²⁾が確認できた。このように、実際には予定通りの納涼場が開けない日も多かったようである。

また、この図-1上には記載がないが、昇降橋や仮橋の箇所に電燈を設置する計画もあったようで、6月12日には、この電燈の代わりに納涼場の道路沿い5か所に篝火を設置することが起案および議決された²³⁾。設置理由によると、三条～団栗間の長距離にわずか5、6基の電燈をおいても寂寥感があり、かつ経費の問題もあるとして、代わりに風致を具える篝火を設置することとしたという。また、詳細はわからないが、蒔床机や丸太・葎簀・白金巾でつくられた日覆、仮家など、納涼営業者の出店に必要な仮設構造物を設置するとも説明されており、7月以降に京都市が民間営業者らに磧地の借用許可を出した²⁴⁾後は、道路の両側にはこれらが並んでいたであろう。

その他、後述するように実現はしないが、初期計画においては磧に「夕顔棚」を3、4か所設置する計画があったようである。電燈装飾を請け負った京都電燈株式会社の説明書²⁵⁾によると、これは、南北約200間巾の区間に20本の電柱を立てて鉄線を架設し、600個の夕顔型の青色ランプと金属製の蔓および葉を取り付けた装飾である。計画当初の電燈装飾は、この「夕顔棚」、紅白のシ



図-2 四条大橋に設置された「装飾電燈拱門」（京都日出新聞 1903（明治36）年7月6日一面より転載）

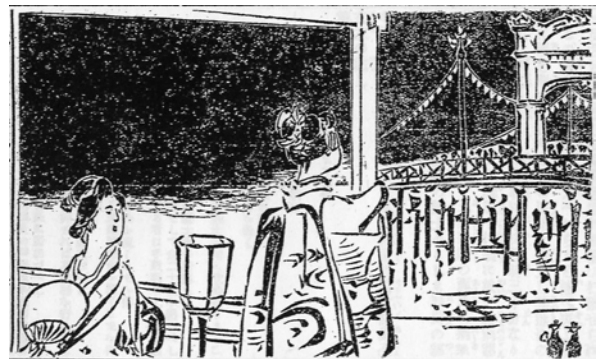


図-3 四条大橋近辺の電燈装飾の様子（京都日出新聞 1903（明治36）年7月3日一面「消夏太平楽」挿絵を転載）

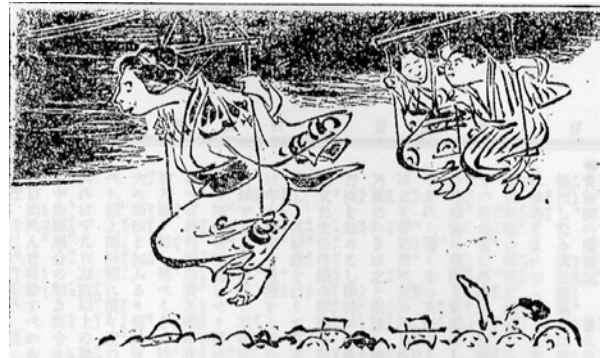


図-4 四条磧に設置された「仏国式空中運動」で遊ぶ人々（京都日出新聞 1903（明治36）年8月6日一面「消夏太平楽」挿絵を転載）

ェード付きの疏水堤防上のアーチ燈 15 本、四条大橋の高欄に2本ずつの電燈からなり、いずれも「人目を惹く」ための見どころとして企画されたものと推察される。

4. 四条大橋上の電燈装飾

1903（明治36）年4月28日起案の書類上では、先に

挙げた電燈装飾のうち最も高額であった磧の「夕顔棚」を削除した内容を京都電燈株式会社に発注する旨が決定され²⁶⁾、同年5月23日には堤防上のアーケ燈について同社から受書が提出された²⁷⁾。新聞報道によると、悪天候、および電燈装飾の意匠が決まらなかったために、当初6月1日を予定していた点灯開始が7月1日に延期された²⁸⁾というから、「夕顔棚」を削除しアーケ燈のみ認可されたのは、設計検討が続けられていた中で、実施決定していたアーケ燈のみ先に認可したためと思われる。

その後ようやく6月2日になって、四條大橋中央の「装飾電燈拱門」(図-2、図-3)の工事施行が起案および議決された²⁹⁾。このアーチは、新聞その他でもよく報道された、鴨川電燈装飾のシンボリック施設である。しかし、この日以前の書類上には記載が一切見当たらないので、この起案間際まで設計検討が続けられていた可能性が高い。結局ここから施工され、6月30日に試験点灯をして7月1日から点火開始したものの、アーチのセメント壁が乾燥しないまま雨天も続いたため³⁰⁾、覆いの菰が同月6日、足場が同月7日未明より撤去された³¹⁾。まさに突貫工事で設置された様子がかがえる。アーチは多数の電球で飾られ、東面には「山紫水明」、西面には「柳緑花紅」の文字が白色の電球で表され、片側ずつ、1文字ずつ点灯し消える仕掛けとなっていた³²⁾。橋上から眺められる、四條大橋の両側の青・赤・白の電球や、疏水堤防上の紅白の電球の光が河水に映る様子が壮観であったという³³⁾。

洋風建築を電球で飾り³⁴⁾、文字を一字ずつ点灯させる³⁵⁾という趣向は、大阪の内国勸業博覧会で人気を博した電燈装飾で採用されていたものであった。博覧会での成功を受けて、急遽、鴨川の電燈装飾にも真似て取り入れられたという可能性が高い。その傍証として、博覧会の電燈装飾は「第五回内国勸業博覧會」の文字を筆法通りに徐々に点灯させていたが、四條大橋のアーチでも同様にするはずであったところ、機械を据え付ける十分な時間がなく断念した³⁶⁾、という報道もある。

なお、電燈装飾と並んで人気を博した「仏国式空中運動」(図-4)や「回転木馬」などの大型遊具についての記載は、京都市の書類中には全く見当たらない。これらを設置したのは京都市ではなく、市によって整備された納涼場を借用した民間業者であったものと推察されるが、大型遊具含む納涼営業に関する納涼場借用書類は簿冊に含まれていなかったため、確証は得られていない。回転木馬などの大型遊具もまた内国勸業博覧会に設置されていた興行施設であったことから、この年の鴨川納涼場が博覧会という異質な文化の影響を受けて著しく変質したという解釈は妥当なものと考えられるが、大型遊具に関しては、京都市が積極的に仕掛けたものであるかどうかは確認できなかった。

5. おわりに

以上にみてきたように、1903(明治36)年夏季に実施された京都市の納涼場再興策は、来京者に対し市の「体裁を保つ」ための磧の手入れと、人目を惹く施設を置き遊客を確保することにあつた。前者は、清潔さを保つための掃除や園路整備、さらに、かつては民間業者らが行っていた磧へのアクセス路確保や照明設置といった納涼場に必須のインフラ整備を、市の事業として実施するものであつた。後者については、4月に磧の使用願が提出された頃には、電燈装飾を新たな見どころとして実施する方向性が決まっていたが、当初予定にあつた磧の「夕顔棚」は実施されず、実施直前の6月に、博覧会の電燈装飾を真似た四條大橋の「装飾電燈拱門」に決定し、結果的にそれが目玉の装飾となった、という可能性が高い。

京都市の納涼場再興策は、従来説にあるように博覧会的要素を取り込んだ新しい納涼の形の模索という側面が目立つが、本研究で明らかになったように、民間で用意されなくなってしまった納涼場のインフラ整備と歩きやすい環境の整備という側面も同時に有していた点にも留意したい。

謝辞：本研究はJSPS科研費JP 20K06115の助成を受けたものである。

参考文献

- 1) 林倫子、明治後期の京都鴨川における河川空間の広場的利用に関する研究、景観・デザイン研究講演集、Vol.6、pp.90-99、2010。
- 2) 林倫子：鴨川川中における明治期の夏季納涼営業の変遷―日出新聞・京都日出新聞の記事を中心に―、土木学会論文集 D1(景観・デザイン)、Vol.71、No.1、pp.26-36、2015。
- 3) 『明治36年度 市参事会会議録』「京都市甲第一五七三号」(案)など
- 4) 『明治36年度 市参事会会議録』「京都市甲第一五七一号」(案)「京都市甲第一五七二号」(案)など
- 5) 『明治36年度 市参事会会議録』「二丙第一〇六六号」
- 6) 『明治36年度 市参事会会議録』「京都市乙第三の五号案」
- 7) 『明治36年度 市参事会会議録』「二丙第一〇六六号ノ二」など
- 8) 『明治36年度 市参事会会議録』「二丙一四一号」
- 9) 『明治36年度 市参事会会議録』「加茂川原使用願」(案)
- 10) 『明治36年度 市参事会会議録』「内二の第三五八八号」
- 11) 『明治36年度 市参事会会議録』「加茂川原使用願ノ図面」
- 12) 『明治36年度 市参事会会議録』「京都市乙一三七二号

内務部長ニ回答之件」

- 13) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「工事施行ノ件伺
(加茂川通り車道橋ヨリ昇降スル仮橋)
- 14) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「橋梁保管上ノ件」
- 15) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「見積書 鴨川筋三条
四条間昇降板橋」
- 16) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「鴨川掃除夫へ歩増
給料支給之件」
- 17) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 10 日一面「大雨出
水」
- 18) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「漂流物拾得者へ報酬
ノ件」
- 19) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 22 日二面「鴨川出
水」
- 20) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 24 日二面「昨日の
雨と市街」
- 21) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「復命書」 「報告書」
- 22) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「工事施行ノ件伺」
(積地均工事)
- 23) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「納涼設備中篝火施
行ノ件伺」
- 24) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 4 日一面「四條磧
の電燈飾」
- 25) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「電燈布設方略記」
- 26) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 件名なし (明治廿六年
四月廿八日起案)
- 27) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「御受書」
- 28) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 6 月 3 日一面「四條磧
の電燈飾」
- 29) 『明治 36 年度 市参事会会議録』 「工事施行ノ件伺」
(四條大橋中央 裝飾電燈拱門一ヶ所)
- 30) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 3 日二面「四條磧
の電燈飾の命令」
- 31) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 7 日二面「四條の
電燈飾」
- 32) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 6 日一面
- 33) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 4 日一面「四條磧
の電燈飾」
- 34) 山本松谷：第五回内國勸業博覧会電燈裝飾之図, 『風俗
画報』, 269 号, 1903.
- 35) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 4 月 21 日二面「博覧会
雜観 博覧会夜会」
- 36) 京都日出新聞 1903 (明治 36) 年 7 月 6 日一面欄外「四
條の電燈飾」